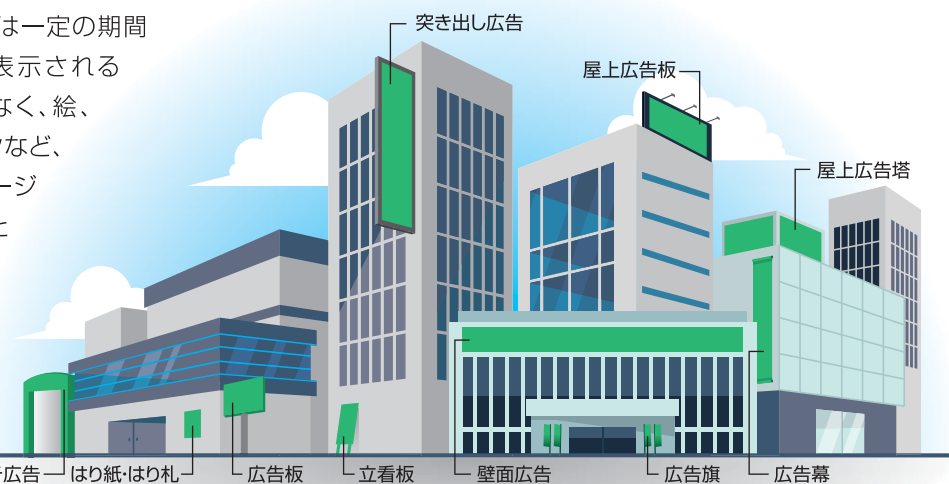


はじめに

豊橋市では、屋外広告物条例を定め景観や安全に配慮したまちづくりを進めています。屋外広告物は景観の重要な要素であるとともに、経済活動や日常生活に欠くことのできないものであるため、屋外広告物の表示・設置をする際は、地域の良好な景観形成に対する配慮や適切な管理が必要です。事業主や広告業者の皆さまも、条例の主旨、内容をご理解いただき調和のとれた景観形成や安全確保のためにご協力をお願いします。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される広告物です。文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなど、商品やサービス等をイメージさせるものも屋外広告物となります。



広告物の種類

種類	概要
広告板	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので土地に建植され、平面的に内容を表示したものを掲出するもの
広告塔	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので土地に建植され、立体的に内容を表示したものを掲出するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）
屋上広告板	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、平面的に内容を表示したものを掲出するもの
屋上広告塔	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、立体的に内容を表示したものを掲出するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）
壁面広告	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので建築物の又は工作物の壁面に取り付け、又は塗布されたもので平面的に内容を表示するもの（はり紙・はり札を除く）
アーチ広告	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので道路をまたぎ建植して広告を表示するもの
突き出し広告	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので建築物又は工作物の壁面（側面）から突き出して取り付け内容を表示するもの
アーケード広告	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたものでアーケードの天井から吊り下げ又は直接取り付け内容を表示するもの
はり紙	紙等を使用して作成されたもので建造物その他の物件に直接はり付け内容を表示するもの
はり札等	紙、木、合成樹脂又は金属等を使用して作成されたもので建造物その他の物件に取り付け内容を表示するもの
広告旗	布又は網等などを使用して作成されたもので一端をさおや紐などに取り付け内容を表示するもの
立看板等	紙、布、木又は金属等を使用して作成されたもので建造物その他の物件を利用して立て掛け又は建植されず移動性のあるもので内容を表示するもの
広告幕	布を使用して作成されたもので建造物その他の物件を利用して取り付け内容を表示するもの
広告網	網を使用して作成されたもので建造物その他の物件を利用して取り付け内容を表示するもの
アドバルーン	網に網をつけた気球を掲揚、その網又は気球を利用して内容を表示するもの
電柱広告	木又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので電柱・電話柱から突き出して取り付け並びに直接塗布されたもの又は金属等を使用して巻き付け内容を表示するもの
街灯柱広告	直接塗布されたもの又は金属等耐久性材料を使用して作成されたもので街灯柱に内容を表示するもの

禁止広告物 表示・設置ができない屋外広告物

交通を阻害するものや危害をおよぼすような危険な屋外広告は表示・設置ができません。

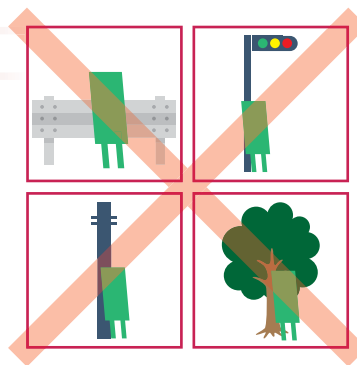
1. 汚染、退色、又は塗料のはく離したもの
2. 破損、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれのあるもの
4. 信号機又は道路標識等に類似したもの
5. 信号機又は道路標識等の効用を妨げるもの
6. 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止物件 表示・設置ができない場所

街路樹や信号機等、表示・設置ができない場所があります。

1. 石垣やよう壁、街路樹
2. 信号機、道路標識、道路上の柵など
3. 郵便ポストや電話ボックスなど
4. 煙突やガスタンク、水道タンクなど
5. その他規則で定められたもの
6. 電柱や街灯柱など（特別に定められた基準に適合するもの以外は、表示できません）



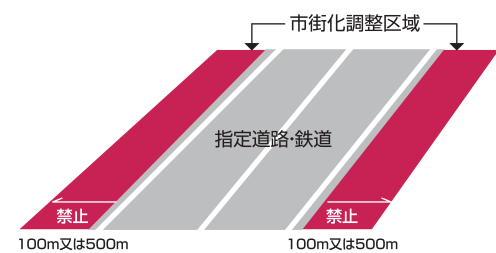
禁止地域 広告物を掲出できない地域

良好な景観の形成や風致の維持が大切な地域では、原則表示・設置はできません。

1. 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
2. 風致地区
3. 重要文化財、指定有形文化財又は登録有形文化財の周囲50メートルの地域
4. 史跡名勝天然記念物の区域
5. 風致の保存保安林
6. 高速道路や新幹線又は鉄道の全区間
- * 7. 高速道路や新幹線と接続する500メートルまでの市街化調整区域の地域
- * 8. 市長が指定する道路の市街化調整区域の全区間とその区間に接続する100メートルまでの市街化調整区域の地域
- * 9. 市長が指定する鉄道と接続する100メートルまでの市街化調整区域の地域
10. 都市計画公園、都市計画緑地、都市計画墓地の区域
11. 三河湾国定公園、石巻山多米県立自然公園の区域
12. 官公署、学校等の敷地、斎場の敷地
- * 13. 名豊道路事業決定区間、豊橋鳥羽線事業決定区間の市街化調整区域の全区間とその区間に接続する100メートルまでの市街化調整区域の地域

※指定道路及び鉄道の地域

指定道路	市街化調整区域
高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)	市内の全区間
国道1号線	市街化調整区域の全区間
東細谷線(国道1号/バイパス)	市街化調整区域の全区間
名豊道路(国道23号/バイパス)	市街化調整区域の全区間
豊橋鳥羽線(国道259号/同バイパス)	市街化調整区域の全区間
東田北線(県道豊橋大知波線)	市街化調整区域の全区間
東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線鉄道	市内の全区間
東海旅客鉄道株式会社東海道線東海道本線	市内の全区間
東海旅客鉄道株式会社東海道線飯田線	市内の全区間
名古屋鉄道株式会社名古屋本線	市内の全区間



詳細につきましては、豊橋市屋外広告物条例、豊橋市屋外広告物条例施行規則をご確認ください。

共通基準

広告物を表示する場合は、次の共通基準を守ってください。

1. 景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2. 原色を過度に使用しないこと。
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
4. 照明設備を有するものにあつては、昼間においても景観を損なわないこと。
5. 照射する場合は、下向き照射とするように努めること。
6. 広告物を表示しない面及び脚部の部分は、塗装その他の装飾をすること。
7. 容易に腐朽し、又は破損しない構造とすること。
8. 風雨その他の震動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないこと。
9. 交通を妨害するような位置に表示し、又は設置しないこと。
10. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

個別基準

主な許可基準は下表の通りです。内容につきましては、一部表現を変えていますので施行規則の別表第1及び第2で確認してください。

区分	広告板	広告塔	屋上広告	壁面広告		
禁止地域 (条例第3条)	一般広告物	表示不可	表示不可	表示不可		
	自家用 広告物	高さ / 10m以下、かつ第一種・第二種低層住居専用地域及び風致地区は建築物の棟高以下 合計面積 / 20㎡以下(他の広告物を含む最大可視面積)	建築物 耐火不燃構造 木造 高さ (注)参照 建築物の棟高以下 面積 合計面積20㎡以下(他の広告物を含む最大可視面積) (注)建築物の高さの3分の2以下、かつ第一種・第二種低層住居専用地域及び風致地区は建築物の棟高以下	合計面積20㎡以下(他の広告物を含む最大可視面積)		
禁止地域の自家用広告物は、他の広告物を含む最大可視面積を20㎡以下までとする。総量規制が適用されます。 ※合計面積10㎡以下は許可不要						
許可地域 (条例第5条)	指定道路 及び 鉄道に 接続する 市街化 調整区域	一般 広告物	区分 高速道新幹線 その他 区分 高速道新幹線 その他 路端からの距離 500m以上 100m以上 路端からの距離 500m以上 100m以上 高さ 10m以下 10m以下 高さ 20m以下 15m以下 面積 35㎡以下 35㎡以下 面積 50㎡以下 35㎡以下 広告物の相互距離 300m以上 50m以上 広告物の相互距離 300m以上 50m以上	建築物 耐火不燃構造 木造 高さ 建築物の高さの3分の2以下 建築物の棟高以下 面積 制限なし	面積制限なし	
		自家用 広告物	区分 高速道新幹線 その他 区分 高速道新幹線 その他 路端からの距離 500m以上 100m以上 路端からの距離 500m以上 100m以上 高さ 10m以下 10m以下 高さ 20m以下 15m以下 面積 35㎡以下 35㎡以下 面積 50㎡以下 35㎡以下	建築物 耐火不燃構造 木造 高さ 建築物の高さの3分の2以下 建築物の棟高以下 面積 制限なし	面積制限なし	
	上記以外 の区域	一般 広告物	高さ / 10m以下 面積 / 35㎡以下(片面)	高さ / 10m以下 面積 / 50㎡以下(最大可視)	建築物 耐火不燃構造 木造 高さ 建築物の高さの3分の2以下 建築物の棟高以下 面積 制限なし	住居系の用途地域 その他の地域 1壁面につき20㎡以下 面積制限なし
		自家用 広告物	高さ / 10m以下 面積 / 35㎡以下(片面)	高さ / 10m以下 面積 / 50㎡以下(最大可視)	建築物 耐火不燃構造 木造 高さ 建築物の高さの3分の2以下 建築物の棟高以下 面積 制限なし	住居系の用途地域 その他の地域 1壁面につき20㎡以下 面積制限なし
※表示面積に関係なく許可が必要 ※他の広告物を含めた最大可視面積が、合計面積20㎡以下は許可不要 ※他の広告物を含めた最大可視面積が住居系の用途地域では、合計面積10㎡以下は許可不要、その他の地域では、合計面積20㎡以下は許可不要						
備考1・住居系の用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。 備考2・面積は、広告板にあつては片面面積、広告塔にあつては最大可視面積、壁面広告にあつては1壁面の広告面積を指す。						
禁止地域の案内広告	地上高さ / 5m以下	面積 / 5㎡以下	※表示面積に関係なく許可が必要			